



いとう やすお  
伊藤康雄

しん わ かい  
津和会

### 津市農林事業分担金等徴収条例について

**問** この条例は、土地改良法に基づく分担金を定めるものであるが、近年の農地所有者は、農業の集約化や高齢化により僅かな利益しかないのが現状である。しかし、この条例では地権者であることで10%、または20%以内の受益者分担金が掛かる。津市でこの条例が施行されてから10年が過ぎ、農業を取り巻く環境も変わってきていることから、見直しが必要ではないか。

**答** 過去において、地域の農業受益者からの要望で圃場整備事業等により農業用施設として整備された農道が、周辺の住環境や道路網の変化により、抜け道等として利用されたり、農業用の用水路、排水路、用排兼用水路が、水路の周辺にできた住宅の排水路等として利用されたりしている地域がある。こうした農業用施設は、地域の農業受益者が維持管理を行っていることから、周辺環境の状況次第では、地元や関係部局と協議して、市道や一般排水路への移管など現状に応じた対応を検討していく。

農業用施設の改修や更新にかかる負担割合についても、他市の条例や状況等を参考にして、調査研究をしていく。

### ●その他の質疑・質問●

- 議案第88号 津市手数料徴収条例の一部の改正について
- 緑化推進事業について
- 空き家対策について
- 公用車の民間駐車場の借り上げはなぜか
- 日本女子オープンゴルフ選手権の津市での開催について
- 芸濃インター付近の道路状況は



▲一身田豊野の農道と農業用水路



おかむら たけし  
岡村武

し せい かい  
至誠会

### 甲子園の激励金は税金の使い方として適切か

**問** 全国高等学校野球選手権の三重県大会で優勝し、甲子園球場で行われる全国大会に出場した白山高校に300万円もの激励金を交付した。

当初予算に明示して計上されていなかったものを支出した手続面もさることながら、他のスポーツで全国大会に出場した際と金額で差を設けることは、税金の使い方として、公平・公正でないと考えるが、いかがか。

**答** 通常、全国大会に出場した場合に交付される「スポーツ奨励補助金」は、参加費、交通費、宿泊費を対象として、1人当たり1万5,000円に対象人数を乗じた額（上限22万5,000円）と、スポーツ用品、飲料、医薬品等の経費として1団体当たり2万円であるが、甲子園出場には多くの経費が必要となることから、他市の状況を見た上で、「激励金」として300万円を交付したものである。

今回の「激励金」は、既決予算の「奨励補助金」から流用して、交付したため、当初予算計上時には明示していない。

決してスポーツの中で差を付けたつもりはなく、マスコミでも大きく報道されるイベントになっていることから、このような判断をしたものである。

### ●その他の質疑・質問●

- 議長に専決権はあるのか
- 教職員の逮捕（酒気帯び運転容疑）について
- 職員が児童買春により逮捕・略式起訴されたが、少女へはどのような教育をしているのか
- 危険なブロック塀について、さらに徹底した調査が必要では
- アライグマ、ハクビシンによる獣害対策は



▲獣害を引き起こすアライグマ等の捕獲に対しても報償金を